丸亀市內遺跡発掘調査報告書

第 9 集

平成23年度国庫補助事業報告書

飯山町西坂元字山ノ越地区 飯 山 北 土 居 遺 跡 鍛 治 屋 北 遺 跡 郡 家 下 所 遺 跡

2014. 3 丸亀市教育委員会

- 1. 本書は、丸亀市が平成 23 年度国庫補助事業として実施した丸亀市内遺跡発掘調査概要報告書である。
- 2. 今回の遺跡発掘調査は、飯山町西坂元字山ノ越地区、飯山北土居遺跡、川西町北字鍛治屋地区、郡家町字下所地区(2箇所)、中の池遺跡(2箇所)、綾歌町富熊字沖地区、田村町字池の下地区、郡家町字辻地区、土器町東七丁目地区、綾歌町富熊字宮ノ前地区、三条町字黒嶋地区、田村町字巴田地区、川西町北字釼来・中方地区、飯山町下法軍寺字西原地区、土器町西四丁目地区、山北町字池田地区、郡家町字地頭地区(2箇所)、郡家町字八幡上地区、柞原町字上所地区の22地区を対象とした。
- 3. 調査主体は、丸亀市教育委員会である。
- 4. 飯山町西坂元字山ノ越地区、川西町北字鍛治屋地区、郡家町字下所地区(2箇所)、田村町字池の下地区、綾歌町富熊字宮ノ前地区、三条町字黒嶋地区、川西町北字釼来・中方地区、飯山町下法軍寺字西原地区、土器町西四丁目地区、山北町字池田地区、郡家町字地頭地区(2箇所)、郡家町字八幡上地区、柞原町字上所地区の15箇所で実施した試掘調査及び飯山北土居遺跡、中の池遺跡(2箇所)の3箇所で実施した確認調査は丸亀市教育委員会教育部総務課近藤武司が、綾歌町富熊字沖地区、郡家町字辻地区、土器町東七丁目地区、田村町字巴田地区の4箇所で実施した試掘調査は丸亀市教育委員会教育部総務課東信男が担当して行った。
- 5. 本書に用いた遺構表示の略号は次のとおりである。 SD・・・溝跡、SP・・・柱穴痕、SK・・・土坑
- 6. 各現場における実測及び写真撮影は、調査担当者及び調査補助員が行った。
- 7. 出土遺物及び実測図等の資料整理は、鎌谷周子が行った。
- 9. 本書の執筆・編集近藤が行った。
- 10. 本書の測量図の縮尺は、スケールで表示した。また、方位は世界測地系による方位(T.N.) 及び磁北(M.N.)で表示した。
- 11. 本書の断面図に記載してある「土色」は、農林水産省農林水産技術会議事務局 監修・財団法人日本色彩研究所 色票監修『新版標準土色帖 2004 年版』による。

- 12. 調査地の位置を示した挿図については、国土地理院地形図「丸亀」(50,000分の1)、丸亀市が作成した都市計画図(10,000分の1:平成18年承認番号第25号)を使用した。
- 13. 現地調査及び整理作業によって作成された原図・トレース図・写真データ及び出土遺物は、 丸亀市教育委員会に収蔵・保管している。

目 次

本文目次

第I章	平成 23 年度丸亀市内遺跡発掘調査事業概要・・・・・・・・・・・・1
第Ⅱ章	飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	立地と環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・を
2.	調査に至る経緯と調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3.	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
第Ⅲ章	飯山北土居遺跡確認調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.	立地と環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	調査に至る経緯と調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3.	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
4.	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第IV章	川西町北字鍛治屋地区試掘調査【鍛治屋北遺跡】・・・・・・・・・・3
1.	立地と環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2.	調査に至る経緯と調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3.	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4.	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第V章	郡家町字下所地区試掘調査【郡家下所遺跡】・・・・・・・・・・4
1.	立地と環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2.	調査に至る経緯と調査の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3.	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4.	まとめ・・・・・・・・・・・・・・5
第VI章	まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6.
	₩ □ ₩
	挿図目次
第1図	平成 23 年度丸亀市内遺跡発掘調査対象地・・・・・・・・・・・・3
飯山町西	5 坂元字山ノ越地区
第2図	対象地位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	対象地地形測量・トレンチ配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4図	トレンチ1平・断面図・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第5図	出土遺物実測図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8												
飯山北土居遺跡													
第6図	対象地位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13												
第7図	トレンチ・遺構配置図・・・・・・・・・・・・・・・・15												
第8図	トレンチ 1~3 断面図・・・・・・・・・・・・・・・・16												
第9図	トレンチ 4・5 断面図・・・・・・・・・・・・・・・・17												
第10図	トレンチ 6 断面図・・・・・・・・・・・・・・・・・18												
第 11 図	トレンチ 7・8 断面図・・・・・・・・・・・・・・・19												
第 12 図	トレンチ 9 断面図・・・・・・・・・・・・・・・・・20												
第 13 図	トレンチ 10・11 断面図・・・・・・・・・・・・・・・21												
第 14 図	出土遺物実測図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23												
第 15 図	外濠イメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24												
第16図	飯山北土居遺跡遺構復元図・・・・・・・・・・・・・・・・25												
川西町北	字鍛治屋地区【鍛冶屋北遺跡】												
第17図	対象地位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33												
第18図	トレンチ配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35												
第 19 図	トレンチ 1~3 断面図・・・・・・・・・・・・・・36												
第20図	トレンチ3平・断面図・・・・・・・・・・・・・・・37												
第 21 図	トレンチ 4・5 断面図・・・・・・・・・・・・・・38												
第 22 図	トレンチ 6 断面図、トレンチ 7 平・断面図 ・・・・・・・・・・39												
第 23 図	トレンチ8断面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・40												
第 24 図	出土遺物実測図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41												
郡家町字	下所地区【郡家下所遺跡】												
第 25 図	対象地位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49												
第 26 図	トレンチ配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51												
第27図	トレンチ1・6平・断面図、トレンチ9断面図・・・・・・・・・・52												
第28図	出土遺物実測図・・・・・・・・・・・・・・・・・・54												
	表目次												
	坂元字山ノ越地区												
第1表	出土遺物観察表・・・・・・・・・・・・・・・・・・9												
飯山北土													
第2表	出土遺物観察表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27												
川西町北	字鍛冶屋地区【鍛冶屋北遺跡】												
第3表	出土遺物観察表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43												

第4表	出土遺物観察表・・・・・・・・・・・・・・・・・56
	写真図版目次
図版 1	飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査(1)・・・・・・・・・・・・・・11
	飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査(2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
図版 2	
図版 3	飯山北土居遺跡確認調査(1)・・・・・・・・・・・・・・・29
図版 4	飯山北土居遺跡確認調査(2)・・・・・・・・・・・・・・・・・30
図版 5	飯山北土居遺跡確認調査(3)・・・・・・・・・・・・・・・・31
図版 6	飯山北土居遺跡確認調査(4)・・・・・・・・・・・・・・・32
図版 7	川西町北字鍛冶屋地区試掘調査(1)・・・・・・・・・・・・・・45
図版8	川西町北字鍛治屋地区試掘調査(2)・・・・・・・・・・・・・・・46
図版 9	川西町北字鍛冶屋地区試掘調査(3)・・・・・・・・・・・・・・・47
図版 10	川西町北字鍛治屋地区試掘調査(4)・・・・・・・・・・・・・・ 48
図版 11	郡家町字下所地区試掘調査(1)・・・・・・・・・・・・・・ 57
図版 12	郡家町字下所地区試掘調査(2)・・・・・・・・・・・・・・ 58
図版 13	郡家町字下所地区試掘調査(3)・・・・・・・・・・・・・・59
図版 14	郡家町字下所地区試掘調査(4)・・・・・・・・・・・・・・・・・60
図版 15	郡家町字下所地区試掘調査(5)・・・・・・・・・・・・・・・・61

郡家町字下所地区【郡家下所遺跡】

第 I 章 平成 23 年度丸亀市内遺跡発掘調査事業概要

丸亀市は、香川県の中央からやや西寄りの海岸に面した位置に所在する。市域のほとんどは 平野部で、丸亀平野の大半を占めている。東は綾歌郡宇多津町・同郡綾川町・坂出市、南は仲 多度郡まんのう町・同郡琴平町、西は善通寺市・仲多度郡多度津町、北には瀬戸内海が面し、 岡山県倉敷市が対面している。

丸亀市の所在する丸亀平野は、県下最高峰の竜王山(1059.9m)と第二の高峰大川山(1042.9m)の山間に源を発する土器川を主に、東から大東川、土器川、金倉川、弘田川によって形成された緩扇状地・氾濫原と沖積平野からなる県下最大規模の平野である。

昭和57年度から開始された四国横断自動車道建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査で多くの遺跡が発見されたことによって、丸亀市内域における歴史的環境が飛躍的に解明されてきた。

近年においても、丸亀平野の各地で国道バイパス建設工事などの大規模開発事業に先立つ発掘調査が積極的に行われており、徐々に埋蔵文化財の分布状況等に関するデータが充実してきている。

また、これらの情報を公開活用することによって文化財保護に関する啓発が効果的に行われている。

このような背景の中、民間企業や個人による大小規模の開発も活発に行われている。その対象地が周知の埋蔵文化財包蔵地内である、または、隣接・近接する場合、周辺を含めて調査事例がなく埋蔵文化財の所在の有無が全く不明な地域である場合には、埋蔵文化財の適切な保護を図るための資料を得るべく試掘調査・確認調査を積極的に実施している。

これらの事業を実施するにあたり、旧飯山町では平成3年度以降、旧丸亀市では平成4年度 以降、また旧綾歌町では平成8年度以降国庫及び県補助金を充てている。今年度についても同 事業を継続して実施することとしたが補助金については国庫のみを充てた。

国庫補助金については、平成23年2月14日付け22教文第217号で交付申請を提出し、平成23年4月1日付け23教生文第1196号で交付決定を受けた。

また、事業量の増加に伴い、平成23年8月26日付け23教総第251号で計画変更承認申請を提出し、平成23年10月7日付け23教生文第10545号で交付決定変更通知を受けた。

今年度については、試掘調査を19件、確認調査を3件、計22件の調査を実施した。

試掘調査は、飯山町西坂元字山ノ越地区、川西町北字鍛冶屋地区、郡家町字下所地区 2 箇所、 綾歌町富熊字沖地区、田村町字池の下地区、郡家町字辻地区、土器町東七丁目地区、綾歌町富 熊字宮ノ前地区、三条町字黒嶋地区、田村町字巴田地区、川西町南字剱来・字中方地区、飯山 町下法軍寺字西原地区、土器町西四丁目地区、山北町字池田地区、郡家町字地頭地区 2 箇所、 郡家町字八幡上地区及び作原町字上所地区の 19 箇所で実施した。

飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査は、携帯電話基地局の建設に伴い実施したものである。 開発面積は狭小であったが、周辺に古墳等多くの遺跡が所在することから試掘調査の実施に至ったものである。

川西町北字鍛冶屋地区試掘調査、郡家町字下所地区試掘調査2箇所、田村町字池の下地区試

掘調査、郡家町字辻地区試掘調査、土器町東七丁目地区試掘調査、綾歌町富熊字宮ノ前地区試掘調査、三条町字黒嶋地区試掘調査、田村町字巴田地区試掘調査、川西町南字剱来・字中方地区試掘調査、飯山町下法軍寺字西原地区試掘調査、土器町西四丁目地区試掘調査、山北町字池田地区試掘調査、郡家町字八幡上地区試掘調査及び柞原町字上所地区試掘調査の15件は宅地分譲建設に伴い実施したものである。いずれも開発面積が広大であること及び周辺の地形状況及び周知の埋蔵文化財包蔵状況などから試掘調査の実施に至ったものである。

綾歌町富熊字沖地区試掘調査は、露天駐車場建設に伴い実施したものである。これは計画面積が広大であること及び隣接地に行末西遺跡の所在があることから実施に至ったものである。 郡家町字時当地区試掘調査は、2件共に公共施設の建設に伴い実施したものである。

これら 19 件の調査を実施した結果、川西町北字鍛冶屋地区において『鍛冶屋北遺跡』が、郡家町字下所地区の2箇所において『郡家下所遺跡』が、綾歌町富熊字沖地区において『行末西遺跡』が、綾歌町富熊字宮ノ前地区において『宮ノ前遺跡』が、田村町字巴田地区において『田村巴田遺跡』が、郡家町字地頭地区の1箇所で『郡家地頭遺跡』が、郡家町字八幡上地区において『郡家八幡上遺跡』が、柞原町字上所地区において『柞原上所遺跡』がそれぞれ発見された。

発見された遺跡は、比較的遺構密度が高く、地域の歴史資料として貴重なものであり、今後の保護措置が必要であるとの判断に至ったことから周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されることになった。

確認調査は、飯山町川原字北土居の飯山北土居遺跡及び金倉町字道上の中の池遺跡2箇所を対象に実施した。

飯山北土居遺跡確認調査は、包蔵地の範囲内で店舗駐車場の建設が計画されたことに伴い実施したものである。

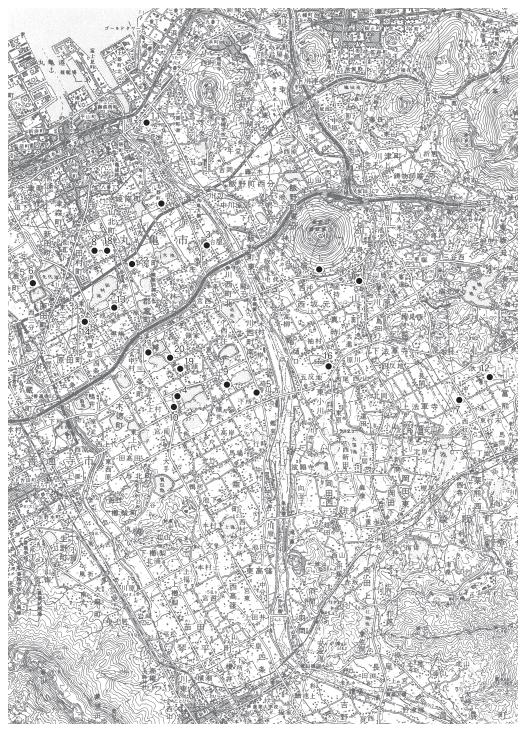
中の池遺跡確認調査は2件共丸亀市が計画する野球場建設に伴い遺跡の保護範囲を決定するために実施したものである。

これらの調査を実施すること、また、調査で得られた資料を基に、それぞれの事業者と協議しながら事業を進めることで、埋蔵文化財の適切な保護を図ることができた。

これらの調査結果は、今後丸亀市内で計画される開発などの際、文化財保護に活用したい。 以上、丸亀市内で計画された22件の事業に伴う試掘、確認調査を実施した。

平成23年度の丸亀市内遺跡発掘調査事業は、平成23年4月1日から平成24年3月30日 に終了した。

尚、今回の事業概要報告については、上記 22 飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査、飯山北 土居遺跡確認調査、川西町北字鍛治屋地区試掘調査及び郡家町字下所地区試掘調査の4件を対 象にその概要を報告する。



- 1. 飯山町西坂元字山ノ越地区(☆)
- 2 飯山北土居遺跡(☆)
- 3. 川西町北字鍛治屋地区(☆)
- 4. 郡家町字下所地区(☆)
- 5. 中の池遺跡
- 6. 中の池遺跡
- 7. 綾歌町富熊字沖地区
- 8. 田村町字池の下地区
- 9 郡家町字辻地区
- 10. 郡家町字下所地区 11. 土器町東七丁目地区
- 12. 綾歌町富熊字宮ノ前地区
- 13. 三条町字黒嶋地区
- 14. 田村町字巴田地区 15. 川西町南字剱来 字中方地区
- 16. 飯山町下法軍寺字西原地区
- 17. 土器町西四丁目地区
- 18. 山北町字池田地区
- 19. 郡家町字地頭地区
- 20. 郡家町字地頭地区
- 21. 郡家町字八幡上地区 22. 柞原町字上所地区

☆は本報告書に概要掲載分

第1図 平成23年度丸亀市内遺跡発掘調査対象地 (S = 1/75,000)

飯山町西坂元字山ノ越地区

第Ⅱ章 飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査

調査対象地 丸亀市飯山町西坂元字山ノ越 188番

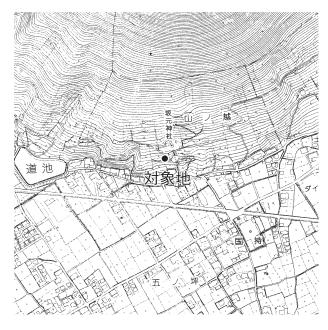
調査期間 平成23年4月11日~4月14日

調査面積 約4 m² (調査対象地面積12 m²)

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野東部に聳える飯野山(標高 421.9m)の南麓付近で平野部よりやや標高の高い部分に位置する。山頂からの急傾斜が緩傾斜に変換する付近となっており、隣接地には坂本神社が建築されていたり、周辺部では桃畑が整備されている。

埋蔵文化財の包蔵状況を見て みると、飯野山には山頂に所在する『飯野山山頂遺跡(散布地:弥 生時代)』などが知られており多 くの古代人が集っていたものと 考えられている。



第2図 対象地位置図

対象地周辺には、『坂本神社西古墳 1~3 号墳(古墳: 古墳時代)』『飯野山登山道(包含地: 古代)』『坂本神社遺跡(包含地: 旧石器)』などの所在が知られており、比較的埋蔵文化財の集中する地域である。

対象地付近は、桃山としての開墾を受けており、地形的にはやや改変を受けていることから、 現況で古墳等の所在についてうかがい知ることはできない。

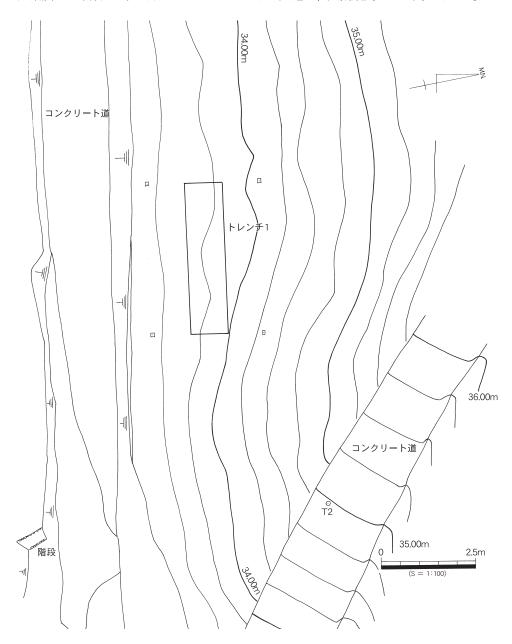
2. 調査に至る経緯と調査の経過

平成23年1月14日付けで、対象地全域である12㎡の携帯電話基地局建設が計画されたことに伴う照会文書が事業者から提出された。計画面積は狭小であったが、周辺の遺跡分布状況が密であったことから、遺跡の所在する可能性が高いものとして試掘調査を実施することが適当と判断した。

確認調査は、対象地に重機を搬入することが困難であったため、全て人力による作業となった。人力掘削のための人夫は公益社団法人香川県シルバー人材センターから人材を派遣してもらった。調査の指揮及び測量等は丸亀市教育委員会教育部総務課文化財保護担当近藤武司、谷口梢、徳永多佳子及び鎌谷周子が行った。

試掘調査のトレンチ設定箇所については、現場が桃畑の中であることなどから、かなりの制

約を受けることとなり、位置決定に困難を極めたが、十分に検討して1箇所の設定とした。 試掘調査は平成23年4月11日 \sim 14日にかけて実施し、実働期間は4日間であった。

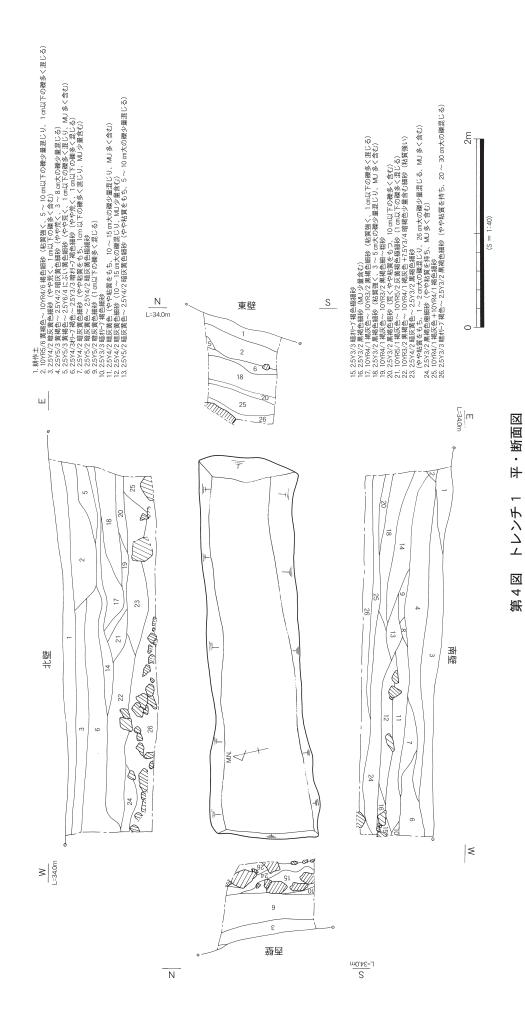


第3図 対象地地形測量・トレンチ配置図

3. 調査の概要

調査は、対象地周辺の地形測量を行い、1箇所のトレンチ掘削による調査とした。 トレンチは、対象地の中央に東西軸で設定した。 以下トレンチの状況を報告する。

【トレンチ1】



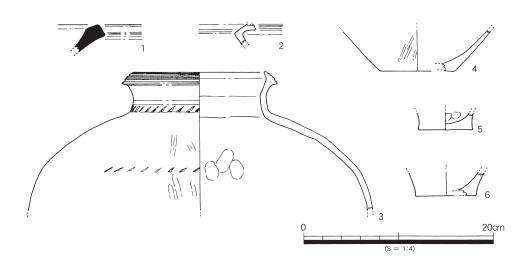
- 7 **-**

幅 1m、延長 4m を測る。

掘削状況及び断面観察の結果、対象地は上位からの堆積土で埋まっていることが確認された。 地表から約 0.9m 下がった辺りで大型の礫がまとまって確認でき地盤もよく締まり安定してく る。この面を基盤層と仮定して慎重に観察を行ったが、遺構の検出はなかった。この面の上位 層からは、弥生時代の土器片や土師質土器片の出土があったことから遺構の検出が期待された が、伴う遺構の所在が認められなかったことから、上位からの流れ込みであると判断された。 このことから、対象地には現状として遺跡は所在しないことを確認した。

以上が今回の試掘調査におけるトレンチ概要である。

掘削範囲から遺構の所在を示す資料は得られなかったが、堆積層の状況から上位には弥生時 代集落または古墳時代以降の遺跡が所在している可能性は残された。



第5図 出土遺物実測図

4. まとめ

今回の試掘調査によって飯野山南麓における埋蔵分布状況を探ったが、今回の調査範囲においては遺跡の所在を示す資料は得られなかった。

しかし、表面を厚く覆っている流入土からは弥生土器片などが出土していることから、対象 地より上位で遺跡の所在があることを示す資料として取り扱う必要がある。

今回の試掘調査で得られた成果については、今後、周辺で開発等計画された折に参考資料と して活用できるものであり、地域の学習資源としても活用を図っていきたいと考える。

	次近半	11-						288 □				底3/8			底 2/8			底 2/8		
)宪政 (堅徽 小片			良小片			良口										良底		_
	内面	回転ナデ			マメツ ほ			ナデ、指頭旗				ナデ、指頭度 良			ナデ、指頭度 良			マメツ ベメト		_
調整	外面	回転ナデ			口縁部四線			口縁部凹線4	大 類認用、	体部刻目・刷毛	目・ミガキ	ミガキ			扩			マメツ		
T-	外面	5Y7/1 灰白色			5YR5/7 明赤褐色			5YR5/6 明赤褐色				5YR5/6 明赤褐色			7.5YR6/5 (2.5%)	橙色		10YR6/6 明黄褐	句	
色調	内面	5Y6/1灰色			5YR5/6 明赤褐色			5YR5/6 明赤褐色				5YR5/6 明赤褐色			7.5YR6/4 にぶ 権色			5YR5/6 明赤褐色		
11/2 [.	MAT	密 d lmm以下石	英、長石、雲母、	角閃石少量含む	密◆1mm以下	石英、長石、角閃	石少量含む	密φ1mm以下	石英、長石、雲母、	角閃石少量含む		密◆1mm以下	石英、長石、雲母、	角閃石少量含む	密♦1mm以下	石英、長石、雲母、	角閃石少量含む	密φ1mm以下	石英、長石、雲母、	
m)	底径																			_
法量 (cm)	口径 器高								6				39						1)	
拍品	4新生 口		鉢			獲		蹇 (13.8)		底部 (7.8)			底部 (5.8)			底部 (6.4)		_		
	性領		須恵器			が生土器 翌			244 LPB				が生土器 原						が生土器 原	
出土地区	 遺構名 		トレンチ1			トレンチ1			Á, ć, č,	1 6/77			トレンチ1			トレンチ1			トレンチ1	_
1	INO.		1			2			c	ဂ			4			2			9	

第1表 出土遺物観察表



対象地全景:南東より



トレンチ1設定:東より



トレンチ 1人力掘削:南東より



堆積層からの遺物出土状況: 南より



トレンチ1北壁:南東より



トレンチ 1 近景: 西より

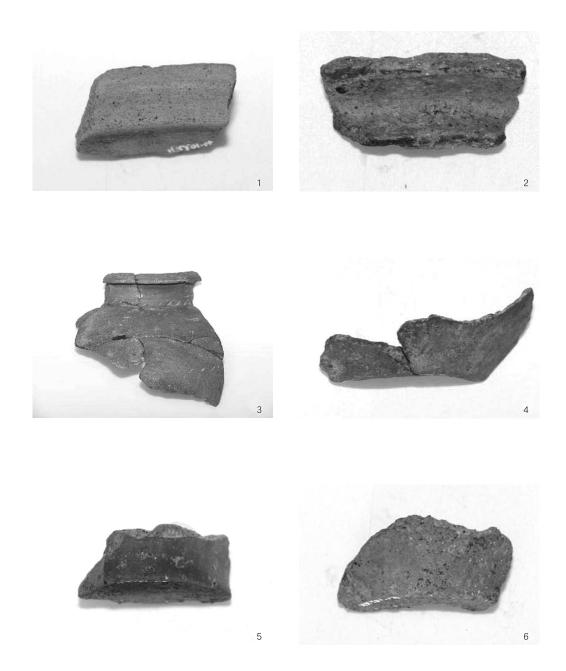


トレンチ1全景:南東より

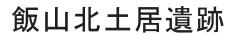


トレンチ1埋め戻し完了:南東より

図版 1 飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査(1)



図版 2 飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査(2)



第Ⅲ章 飯山北土居遺跡確認調查

調查対象地 丸亀市飯山町川原字北土居77番1、78番

調査期間 平成23年5月16日~5月20日

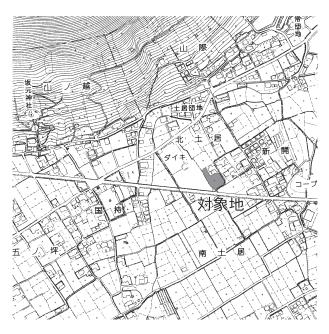
調査面積 約 120.7 m² (調査対象地面積 2192.16 m²)

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野東部に聳える飯野山(標高 421.9m)の南側、 平野部で飯野山に最も接近した付近に位置する。

周辺の埋蔵文化財包蔵状況は、 『坂本神社遺跡』『東坂元秋常遺跡』などが周知されている。

これまでの各種調査によって 対象地を南東隅部とする平地城 館『飯山北土居遺跡』の輪郭が確 認されている。城館の内部につい ては調査が行われていないこと から詳しい状況については把握 されていない。



第6図 対象地位置図

対象地の南で実施された国道 438 号線建設関連工事によって弥生時代の土器を包含する溝跡も確認されていることから、中世より以前に属する遺跡も所在する可能性があった。

2. 調査に至る経緯と調査の経過

平成23年2月4日付けで、対象地全域である2192.16㎡の駐車場建設が計画されたことに伴う照会文書が事業者から提出された。対象地は、全域が飯山北土居遺跡に含まれているが、前述のとおり、対象地における遺跡の包蔵状況に関する資料が整っていなかったことから、確認調査を実施することが適当と判断した。尚、諸般の事情により、調査は平成23年度事業として実施することとした。

確認調査は、バックホー及び人力掘削によるトレンチ調査とした。バックホーについては有限会社古竹建設から借り上げた。人力掘削のための人夫は公益社団法人香川県シルバー人材センターから人材を派遣してもらった。調査の指揮及び測量等は丸亀市教育委員会教育部総務課文化財保護担当近藤武司、谷口梢、徳永多佳子及び鎌谷周子が行った。

確認調査は、平成23年5月16日~20日にかけて実施し、実働期間は5日間であった。

3. 調査の概要

調査トレンチは、遺跡の範囲を確認するために推定地の外周付近及び内部の状況を確認するために内側に設定した。

尚、78番については住宅が建っていたため、トレンチを設定することができなかった。 以下トレンチ毎の状況を報告する。

【トレンチ1】

幅 0.9m、延長 8.5m を測る。

耕作土中から土師質土器片が採取される。耕作土下には 10~20cm 厚の整地層が認められ、 その下層は基盤層となる。慎重に観察を行ったが遺構の検出は認められない。

【トレンチ2】

幅 1m、延長 7.9m を測る。

耕作土中から須恵器片が採取される。耕作土下には 20~25cm 厚の整地層が認められ、その下層は基盤層となる。慎重に観察を行ったが遺構の検出は認められない。

【トレンチ3】

幅 1m、延長 16.7m を測る。

耕作土直下に 10~20cm 厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

トレンチ南端付近で東西軸の溝跡(遺構 01)を検出する。遺構 01 の検出面は整地層上面である。遺構 01 は東西軸で天幅 3.2m、深さ 1.3m を測る。遺構 01 の埋土観察状況から検討すると、常時水流があったようには思えず、どちらかというと水濠状に溜まっていたものと思えることから、灌漑用水路とは考え難い。

遺構 01 の埋土からは、土師質土器片、須恵器片が出土している。また、下層部及び溝壁面に 沿うように木片が多く出土している。

トレンチ北部で小土坑(遺構 02)を検出した。掘削後の精査中に発見したため、遺構検出面が不明確である。また、遺物の出土がなかったことや連続する遺構も認められないことから、詳細は不明である。

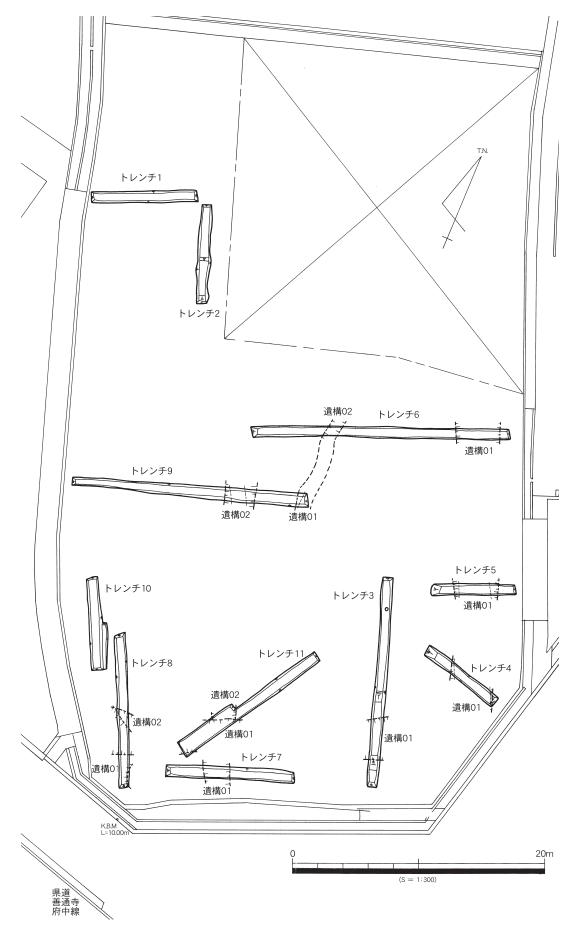
【トレンチ4】

幅 0.9m、延長 6.8m を測る。

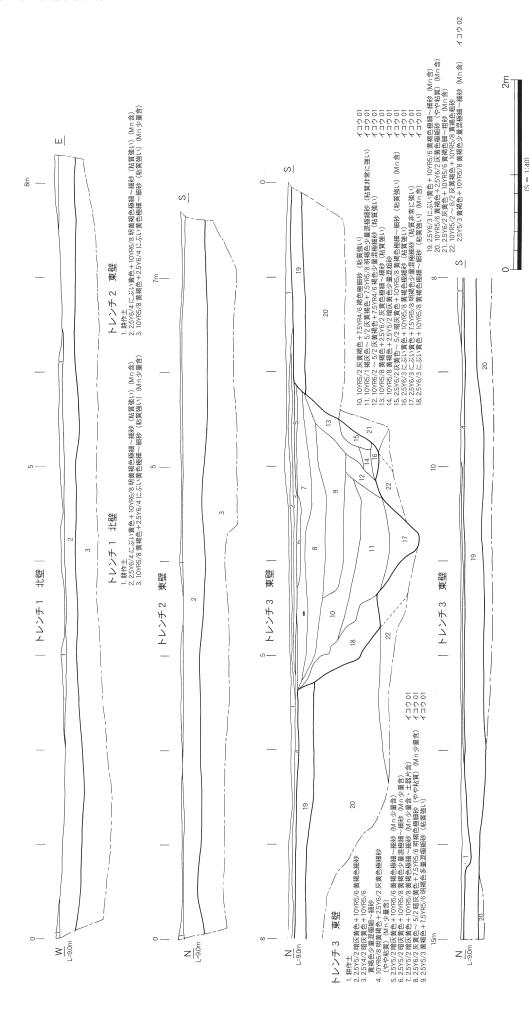
表土である水田耕作土中から土師質土器片を採取したが、下の遺構に伴うものであるかどうかは不明である。

耕作土直下に約30cm 厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

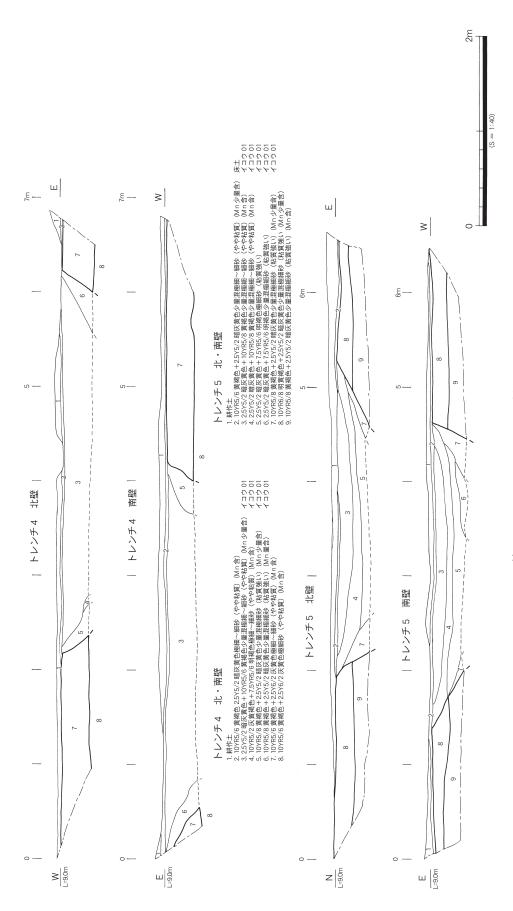
整地層上面を遺構検出面とする溝跡 (遺構 01) を検出した。遺構 01 は南北軸で、天幅 4.0m、深さ 0.3m 以上を測る。埋土から遺物の出土は認められなかった。



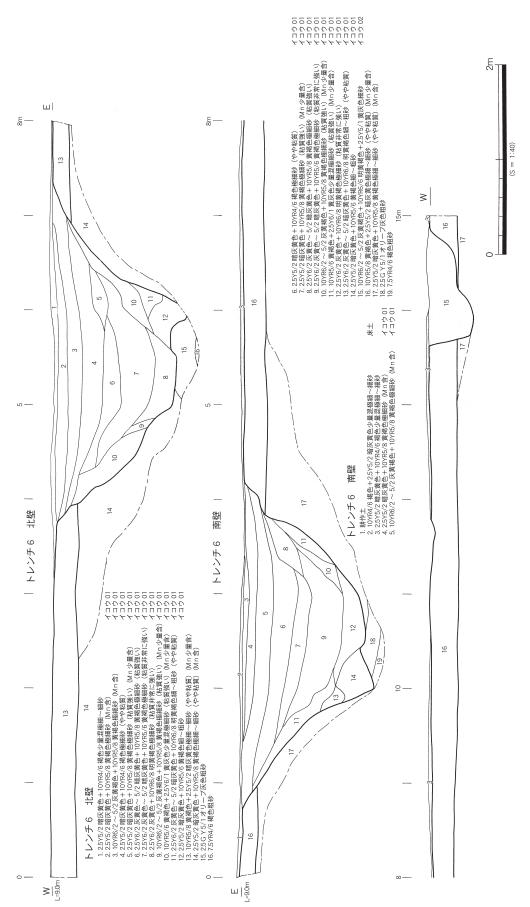
第7図 トレンチ・遺構配置図



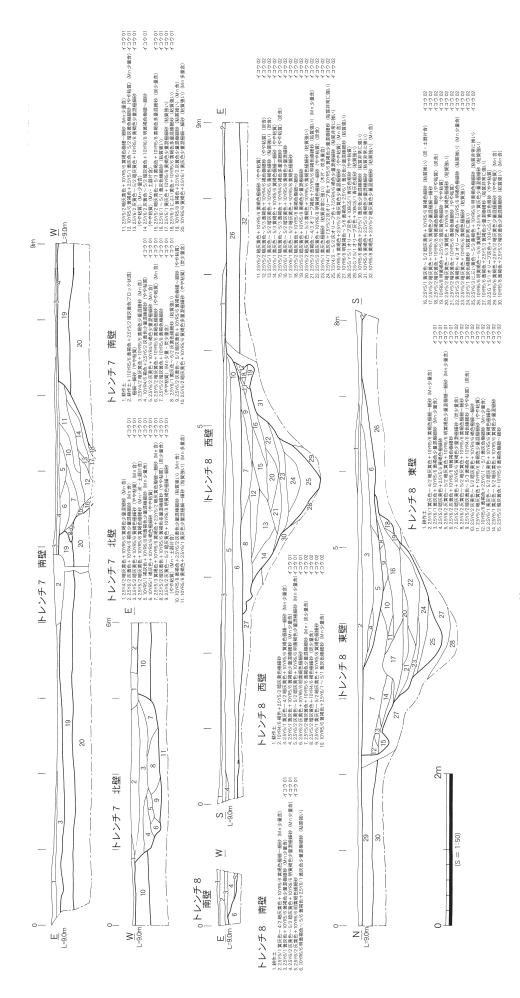
第8図 トフンチ1~3 影面図



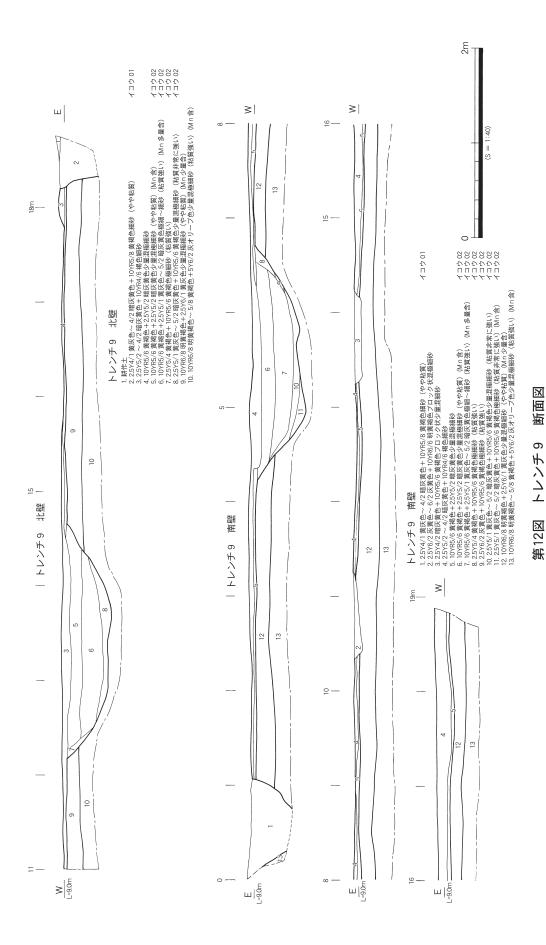
第9図 トレンチ4・5 断面図



第10図 トレンチ6 断面図



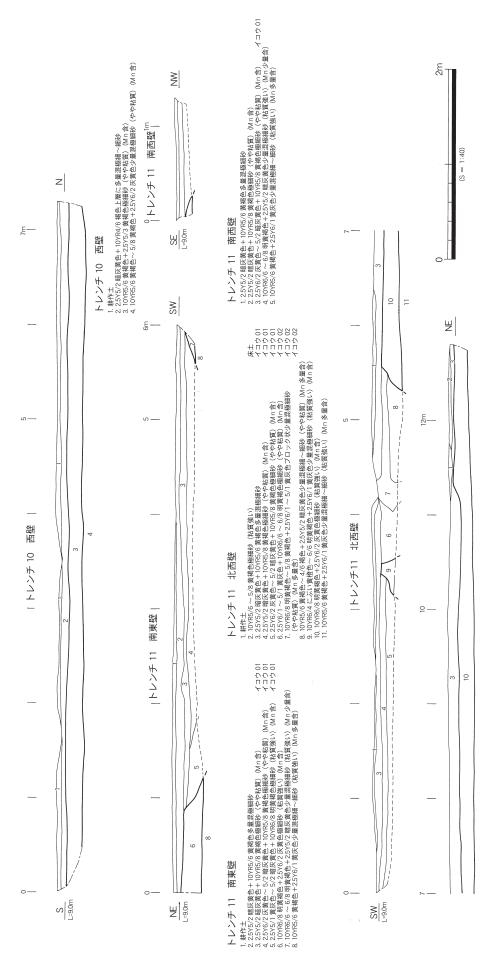
11図 トレンチ7・8 断面図



野面図

トレンチョ

- 20 **-**



第13図 トレンチ10・11 断面図

【トレンチ5】

幅 0.9m、延長 6.7m を測る。

耕作土直下に10~20cm 厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

整地層上面を遺構検出面とする溝跡 (遺構 01) を検出した。遺構 01 は南北軸で、天幅 3.3m、深さ 0.4m 以上を測る。埋土から土師質土器片が出土している。

【トレンチ6】

幅 0.9m、延長 20.5m を測る。

耕作土直下で15~25cm 厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

トレンチ北端付近で溝跡(遺構 01)を検出した。遺構 01 は南北軸で、天幅 3.6m、深さ 1.5mを測る。埋土から須恵器片、土師質土器片が出土している。

トレンチ西部で斜交する溝跡(遺構02)を検出した。遺構02は遺構01と同一検出面である。

【トレンチ7】

幅 1m、延長 10.3m を測る。

耕作土直下で約15cm厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

トレンチ西半部で南北軸の溝跡(遺構 01)を検出した。遺構 01 は南北軸で、天幅 2.0m、深 さ 0.4m 以上を測る。埋土から遺物の出土は認められなかった。

【トレンチ8】

幅 0.9m、延長 12.2m を測る。

耕作土直下で厚さの不均一な整地層が認められ、その下層が基盤層となる。基盤層は、北に下る勾配を持っており、トレンチ南端では整地層が認められなかった。

トレンチ南部で東西軸の溝跡(遺構 02)を検出した。遺構検出面は、整地層上面である。遺構 02 は天幅 3.3m、深さ 10.5m を測る。埋土から土師質土器片、須恵器片が出土している。また、トレンチ3で検出した溝跡(遺構 01)同様木片が多く出土している。出土した木片は板状のものが多く、溝壁面で杭状の木材も見られた。

トレンチ南半部で遺構 02 を切る溝跡 (遺構 01) を検出した。南北軸からやや斜交しており、遺物の出土は認められなかった。

【トレンチ9】

幅 0.7~1.1m、延長 18.8m を測る。

耕作土直下で10~20cm 厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

トレンチ東端で溝跡(遺構 01)を検出した。遺構検出面は、耕作土直下である。遺構 01 は南北軸で、天幅 1.1m、深さ 0.4m 以上を測る。遺構 01 の埋土から遺物の出土は認められなかった。

トレンチの中央からやや東寄りで南北軸の溝跡(遺構 02)を検出した。遺構検出面は整地層中であり、遺構 01 の検出面よりは 1 層下となる。遺構 02 は天幅 2.4m、深さ 0.3m を測り、埋

土から遺物の出土は認められなかった。

【トレンチ10】

幅 0.9~1.5m、延長 7.4m を測る。

耕作土直下で10~15cm 厚の整地層が認められ、その下層が基盤層となる。

慎重に観察を行ったが、遺構・遺物共に認められなかった。

【トレンチ 11】

幅 1.1~1.3m、延長 13.2m を測る。

トレンチ7で検出した遺構01と他のトレンチで検出した溝跡との関連を探るために設定した ものである。

トレンチ南西部で溝跡 2条(遺構 $01\cdot 02$)を検出した。切り合い状況から遺構 02 が先行することが明らかである。東西軸の遺構 01 は、天幅 3.0m、深さ 0.2m 以上を測る。埋土から土師質土器片、須恵器片が出土している。

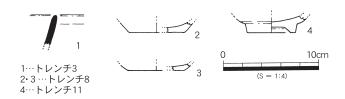
南北軸の遺構 02 は、天幅 1.5m、深さ 0.2m 以上を測り、遺物の包含は認められない。

以上が今回の確認調査によるトレンチ概要である。

調査の結果、11 本設定したトレンチの内、トレンチ 1・2・10 を除いた全てのトレンチで遺構を検出した。検出した遺構のほとんどが溝跡であった。溝跡は、次の4種類に区分することができる。

- ① 対象地の東面から南面を外周するもの
- ② 対象地中央を南北に延びるもの
- ③ 対象地中央を斜交するもの
- ④ 対象地南西端を斜交するもの

このうち、①の対象地を外周する溝跡からは須恵器片、土師質土器片が出土しており、溝の壁面や埋土下層部で多くの木片が出土している。



第14図 出土遺物実測図

4. まとめ

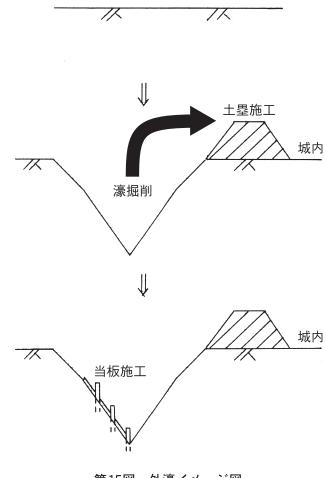
今回の確認調査では、各トレンチから溝跡を中心とした遺構が多く確認された。概要については、前述のとおりであるが、切り合い状況等から考えられる時代順は、 $2\rightarrow1\rightarrow4\rightarrow3$ となる。

③については、検出が耕作土直下であり、埋土に締りが無いことや遺物の包含も認められないことから、遺構であるかどうかの結論には至らない。

今回の調査で特に重要な遺構は
①であり、調査成果から検討すると、『飯山北土居遺跡』とされる中世平地居館の外濠にあたるものと考えられる。確認した範囲で、天幅 2.5~3.5m、深さ 1.3~1.5m を測る。底面は、V字に近い鋭角で特に外面の壁面には張り板状の木材が認められた。更にその木材の内側には杭状に差し込まれた木材があったことから、外濠の壁面の崩れ防止及び変形防止のためのあて板が取り付けられていたことが推察される。(第 15 図)これにより防御性が高まるものと考えられる。

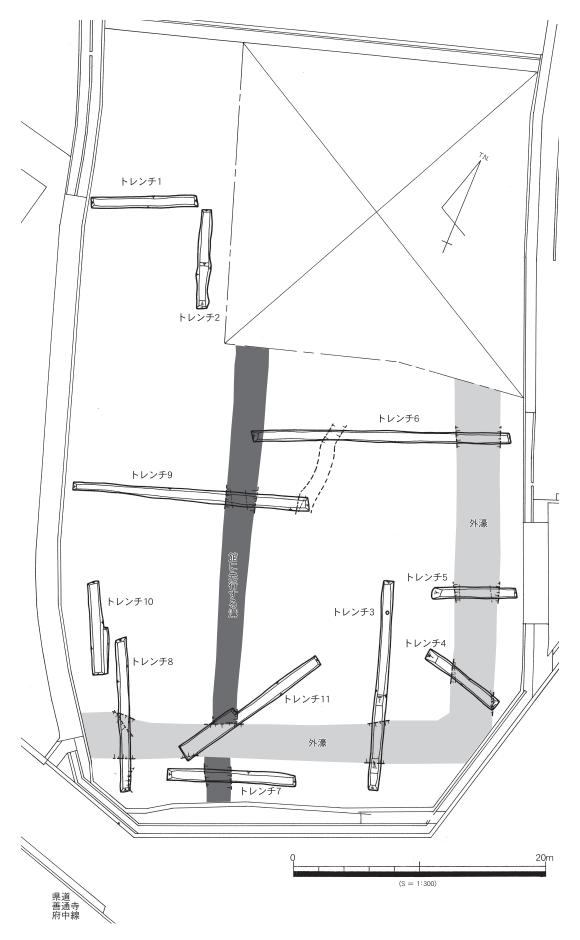
②、④については、①に前後するが、遺物の包含が無く詳細については不明であるが、①に埋土が似かよっていることから、比較的①に近い時期に属するものと考えられる。

出土する遺物は、須恵器片や土師 質土器片が大半で、基本的に中世、 古くても古代までに属するものと 考えられる。



第15図 外濠イメージ図

遺構検出面は、基盤層上部の整地土層上面であるが、整地土層上部が包含層等を持たずに耕作土になっていることから、本来は更に高さがあったものと考えられ、現況は、幾分が削平された後の状況となっているものと考えられる。これにより、本来所在していた遺構も消失している可能性もある。外濠と考えられる溝の肩が土地の境界の内側に入り込んでいるものこれによる影響である可能性がある。



第16図 飯山北土居遺跡遺構復元図

今回の調査によって『飯山北土居遺跡』の一部についてではあるが、遺構の状況を確認することができた。調査の結果は、これまでの各種調査によって推定してきた飯山北土居遺跡の範囲を裏付けるものであったことから包蔵地の範囲については、変更することなく、今後引き続き保護措置を講じる必要があると考えられた。ただし、掘削を行った範囲についての保護措置は完了した。

調査後、トレンチは埋め戻し原状に復した。

今回の確認調査で得られた成果については、今後、周辺で開発等計画された折に参考資料と して活用できるものであり、地域の学習資源としても活用を図っていきたいと考える。

出土地区 種類 器種 注量 (cm) 胎土 内面 外面 外面 外面 外面 外面 物面 施成 トレンチ3 須恵器 口縁 常々1~3 mm石粒 M4灰色 N6灰色 回転ナデ 回転ナデ 回転ナデ 回転ナデ 回転ナデ 回転ナデ 回転ナデ 回転ナデ	材	r										
出土地区 種類 器種 注重 (cm) 胎士 内面 外面 外面 外面 外面 外面 外面 外面 地位												
出土地区 種類 器種 注量 (cm) 胎土 内面 角面 外面 外面 外面 外面 外面 内面 地面	班左沙	发行 争	4	F/1/		底2/8		O/1 寿	区 I/O	01 41	74/0	
出土地区 種類 器種 注量 (cm) 胎土 内面 内面 外面 外面 外面 外面 小面	1 1	が形式				乓		Ą	Ķ	型後		
出土地区 種類 注重 (cm) 胎土 向面 内面 外面 トレンチ3 須恵器 口径 器高 底径 密々1~3 mm 右並 N400 N600 トレンチ3 土師器 小皿 6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/3 浅斑燈色 2.5YR6/6 橙色 トレンチ3 土師器 小皿 6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/3 浅斑燈色 2.5YR6/6 橙色 トレンチ1 二、 (6.0) 英、長石少量合む 2.5Y8/2 灰白色 2.5Y8/2 灰白色 トレンチ11 二、 (6.0) 英、長石少量合む 2.5Y8/2 灰白色 2.5Y8/2 灰白色	調整	内面		口幣ファ		マメツ			× > /	ĬĬ 1981 1	上がでのファ	
出土地区 種類 米種 本量 (cm) 胎士 内面 トレンチ3 須恵器 口径 器高 底径 かし一 か面 トレンチ3 土師器 小皿 6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/8 线域管色 トレンチ8 土師器 小皿 (6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/8 线域管色 トレンチ3 上師器 小皿 (6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/8 线域管色 トレンチ11 上のチ11 上のチ11 上のより 一のより 一のより		外面	回転ナデ	自然染曲		マメツ		ŝ	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			
出土地区 種類 洗量 Cm 出面 胎土 内面 トレンチ3 須恵器 口径 器高 6.0 本、長石、赤色粒 NA所色 トレンチ8 土卸器 小皿 (6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/3 浅炭炭橙色 トレンチ8 土卸器 小皿 (6.0) 英、長石、赤色粒 10YR8/3 浅炭炭橙色 トレンチ11 エニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー		外面	NOTE A.	INOIIX旧		2.5YR6/6 橙色		# 1 H 21 G 0/X 1 G	2.010/2 日日			
出土地区 種類 器種 注量 (cm) ・遺構名 下レンチ3 須恵器 口径 器高 成径 トレンチ8 土卸器 小皿 (6.0) トレンチ8 土卸器 小皿 (6.0) ドレンチ11 ニュニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニニ	色 調	内面	NIA IIII A	IN4/IXE		10YR8/3 浅黄橙色		9 EX70.10 TE 1.4 #	胎士 N8/灰白色			
出土地区 種類 珠量 (cm) ・遺構名 口名 昭高 トレンチ3 須恵器 口線 トレンチ8 土卸器 小皿 トレンチ8 土卸器 小皿 トレンチ11 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7	TW	密 φ 1~3 mG粒	含む	密♦1 ㎜以下石	英、長石、赤色粒	子含む	密♦1 ㎜以下石	英、長石少量含む	5100	Ĭ	
出土地区 種類 器種 ・遺構名 トレンチ3 須恵器 口縁 トレンチ8 上部器 小皿 トレンチ8 上部器 小皿 トレンチ11 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)					(0.9)			(0.0)	(0.4)	(2.5)	
出土地区 種類 器種 ・遺構名 トレンチ3 須恵器 口縁 トレンチ8 上部器 小皿 トレンチ8 上部器 小皿 トレンチ11 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	没種 (cm)	器副										
出土地区 ・遺構名 種類 ・遺構名 注量 ・ 遺構の1 作工 ・ 遺構の1 所工 ・ 遺構の1 所工 ・ 遺構の2 所工 ・ 遺構の2 所工 ・ 資本の1 ・ 原構の2 所工 ・ 日本の1 ・ 日本の2 所工 ・ 日本の3 ・ 日本の4 ・ 日本の3 ・ 日本の4 ・ 日本の3 ・ 日本の3 ・ 日本の3 ・ 日本の3 ・ 日本の3 ・ 日本の3 ・ 日本の3 ・ 日本の4 ・ 日本の3 ・ 日本の3 日本の3 日本の3 日本の3 日本の3 日本の3 日本の3 日本の3 日本の3												
田上地区 ・瀬森名 トレンチ3 - 連幕の1 トレンチ8 - 適時の2 - トレンチ8 - 連帯の2 - トレンチ8	器響		Ţ	I 文		小画		Ē	11.III	屈		
	種類		1	一分型を		中間路		T.offin		整型		
No. 1 2 8		•	トレンチ3	遺構01	04%:11	マトノイマー	1周1年07月	トレンチ8	遺構 02	トレンチ11		
	Ţ	INO.	٠	7		2		c	9	,	4	

第2表 出土遺物観察表



対象地全景:南より



トレンチ1重機掘削:南より



トレンチ 1人力掘削:南西より



トレンチ1全景:南東より



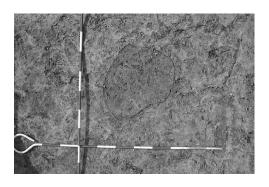
トレンチ2全景:南西より



トレンチ3全景:南東より



トレンチ3遺構01:北西より



トレンチ3遺構02:北より

図版3 飯山北土居遺跡確認調査(1)



トレンチ4全景:南より



トレンチ 1 遺構01: 北より



トレンチ5全景:南東より



トレンチ5遺構01:南東より



トレンチ6全景:北東より



トレンチ 6 遺構01: 北西より



トレンチ 6 遺構02: 北東より

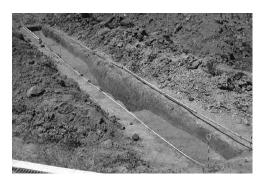


トレンチ7全景:北西より

図版 4 飯山北土居遺跡確認調査(2)



トレンチ7遺構01: 北より



トレンチ8全景:南西より



トレンチ8遺構01:北より



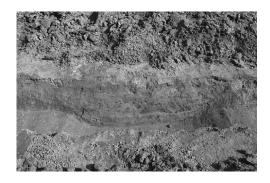
トレンチ8遺構02:北より



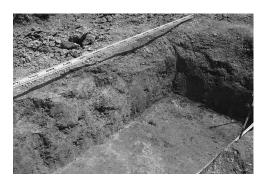
トレンチ8遺構02グライ化層の木片:西東より



トレンチ9全景:北東より



トレンチ9遺構01: 北より



トレンチ9遺構02:南西より

図版 5 飯山北土居遺跡確認調査(3)



トレンチ10全景:南より



トレンチ11全景: 西より



トレンチ11遺構01.02:南西より



トレンチ11遺構01.02:北より









図版 6 飯山北土居遺跡確認調査(4)

川西町北字鍛治屋地区 【鍛治屋北遺跡】

第IV章 川西町北字鍛冶屋地区試掘調査

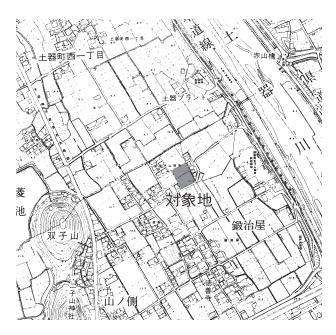
調査対象地 丸亀市川西町北字鍛冶屋 1524番 2、1528番 1

調査期間 平成 23 年 4 月 18 日~4 月 22 日 調査面積 約 70.0 ㎡ (調査対象地面積 2309 ㎡)

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野北部の中央 を縦断する土器川の左岸、双子山 の東に位置する。対象地の東側に は南方から北上する河道が屈曲 しながら沿っている。

周辺の埋蔵文化財包蔵状況は、双子山及び菱池に『九頭神双子山遺跡』『九頭神菱池遺跡』などが、南の高松自動車道部分で『川西北・七条 I 遺跡』『川西北・七条 II 遺跡』『川西北・鍛治屋遺跡』などが確認されており、古墳時代〜近世にかけて特に利用されていた地域と考えられる。また、双



第17図 対象地位置図

子山は、少量ではあるがサヌカイトの産地としても知られており、更に古くからの集落等の分布する可能性もある。

2. 調査に至る経緯と調査の経過

平成23年3月15日付けで、対象地全域である2309㎡の宅地分譲建設が計画されたことに伴う照会文書が事業者から提出された。前述したように近隣では多くの遺跡の所在が知られているものの、対象地及び隣接地では、これまでに調査を実施した経緯が無く、対象地における遺跡の包蔵状況に関する資料が整っていなかったこと及び開発面積が広大であったことから試掘調査を実施することが適当と判断した。

尚、諸般の事情により、調査は平成23年度事業として実施することとした。

試掘調査は、バックホー及び人力掘削によるトレンチ調査とした。バックホーについては株式会社岩崎建設から借り上げた。人力掘削のための人夫は公益社団法人香川県シルバー人材センターから人材を派遣してもらった。調査の指揮及び測量等は丸亀市教育委員会教育部総務課文化財保護担当近藤武司、鎌谷周子、徳永多佳子及び谷口梢が行った。

確認調査は、平成23年4月18日~22日にかけて実施し、実働期間は4日間であった。

3. 調査の概要

調査トレンチは、遺跡の所在の有無を確認するために 2 筆ある圃地のそれぞれに十字に設定した。 尚、南側の 1528 番 1 には東辺部の状況を確認するため、更に 2 箇所の調査トレンチを設定した。

以下トレンチ毎の状況を報告する。

【トレンチ1】

幅 0.9m、延長 12.3m を測る。

南側圃地の中央西半部に東西軸で設定した。床土直下が基盤層である。慎重に観察を行ったが遺構の検出は無かった。遺物の出土も認められない。

【トレンチ2】

幅 0.9m、延長 15.5m を測る。

南側圃地の中央東半部に東西軸で設定した。トレンチ東端部で東に下る地形(遺構 01)を確認するが、東に掘り進めることができない為、溝であるか地形の落ちであるかの確認はできない。

遺構01の埋土から須恵器片が出土している。

【トレンチ3】

幅 0.9m、延長 25.3m を測る。

南側圃地の中央に南北軸で設定。耕作土直下で基盤層が認められることから、開墾時に削平を受けていることが読み取れる。

第20回に示す土坑4基(遺構02~05)を検出するが、遺物の包含は認められない。遺構02以外は不定形で小型である。調査範囲が狭小であることから連続性などの詳細については不明である。埋土の観察状況から、中世に属するものと考えられる。

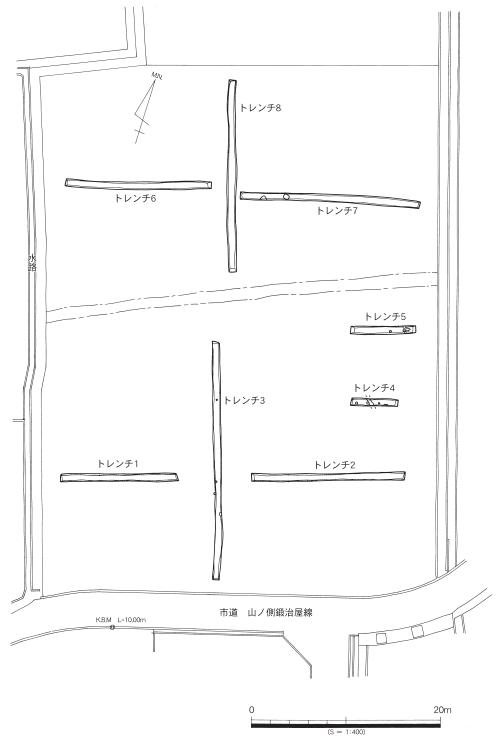
【トレンチ4】

幅 0.9m、延長 5.0m を測る。

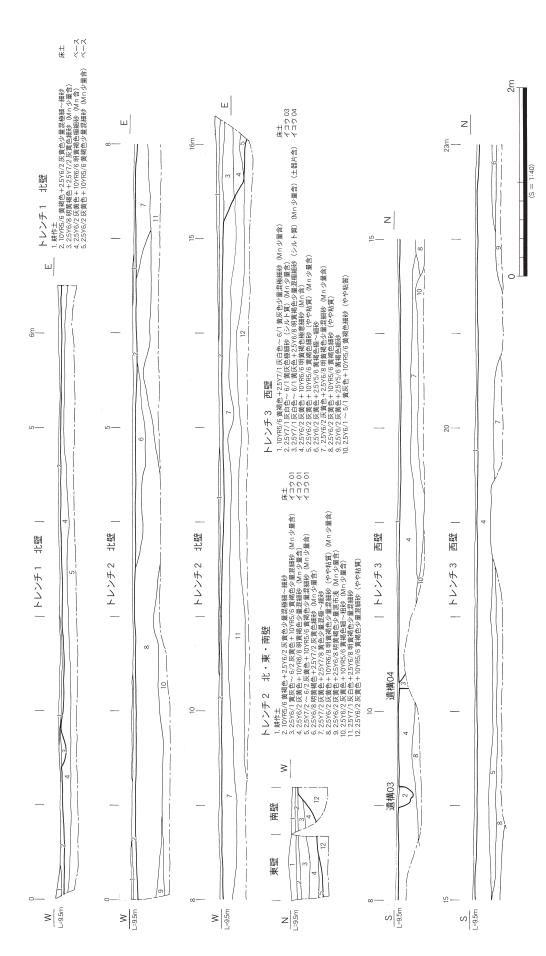
トレンチ 2 の北側に東西軸で設定した。トレンチ 2 の東端部で検出した遺構 01 の状況を補足するために設定したものである。

トレンチ 2 同様、対象地の東辺部は河川の堤防となっており、土羽であるため掘削可能範囲 に制約を受けることとなり遺構 01 の延長を検出することはできなかった。

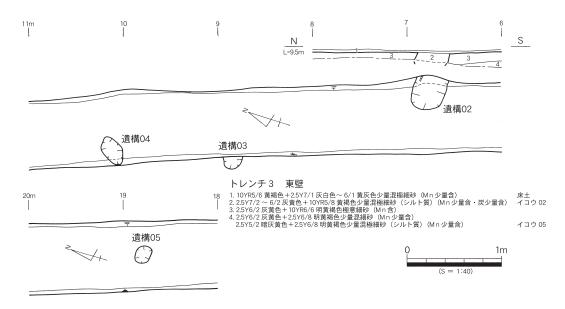
しかし、土坑 4 基 (遺構 06・07・09・10) 及び溝跡 1 条 (遺構 08) を検出した。検出面は、トレンチ 3 同様耕作土直下である。遺構 08 及び遺構 10 の埋土から土師器片が出土している。遺構 07 と遺構 08 は切り合いにより、遺構 08 が先行することが明らかである。また、遺構 08 は主軸方向が現在の地割りに斜交している。対象地付近には、条里制地割が良好に残存していることからも古代以降の条里制による土地改良を受けていることが明らかであり、それより下



第18図 トレンチ 配置図



第19図 トレンチ1~3 断面図



第20図 トレンチ3 平・断面図

るものと考えられる。

【トレンチ5】

幅 0.9m、延長 7.0m を測る。

トレンチ 4 の更に北側に東西軸で設定した。トレンチ 2 で検出した遺構 01 の延長がトレンチ 4 で検出することができなかったために設定したものである。

結果、トレンチ5においても検出することができなかったため、遺構 01 の性格を明らかにすることはできなかった。

トレンチ東端で土坑を 4 基(遺構 $11\sim14$)検出した。遺構 11 からは多くの須恵器片、土師器片が出土している。遺構 12 からは土師器片が出土している。

調査範囲が狭小であるため、遺構の規則性も認められず詳細については不明であるが、遺構からの出土遺物や毎度の観察状況から中世に属するものと考えられる。

【トレンチ6】

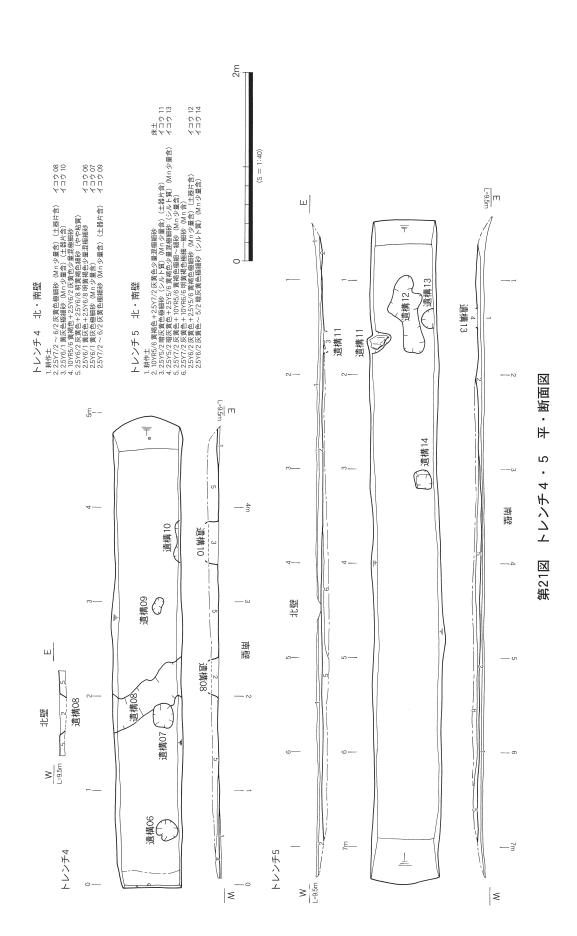
幅 0.9m、延長 15.5m を測る。

北側圃地の西半部に東西軸で設定した。床土直下で基盤層を検出する。慎重に観察を行ったが遺構・遺物共に認められなかった。

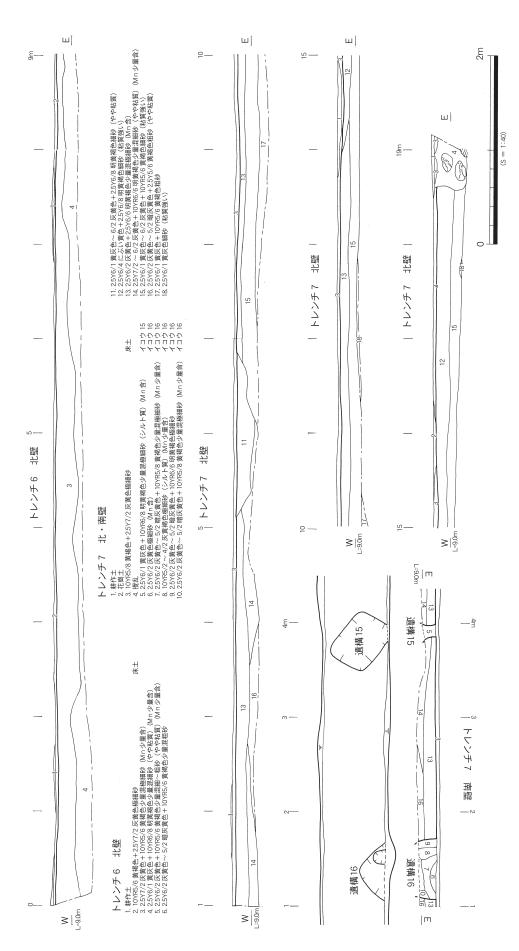
【トレンチ7】

幅 0.9m、延長 19.2m を測る。

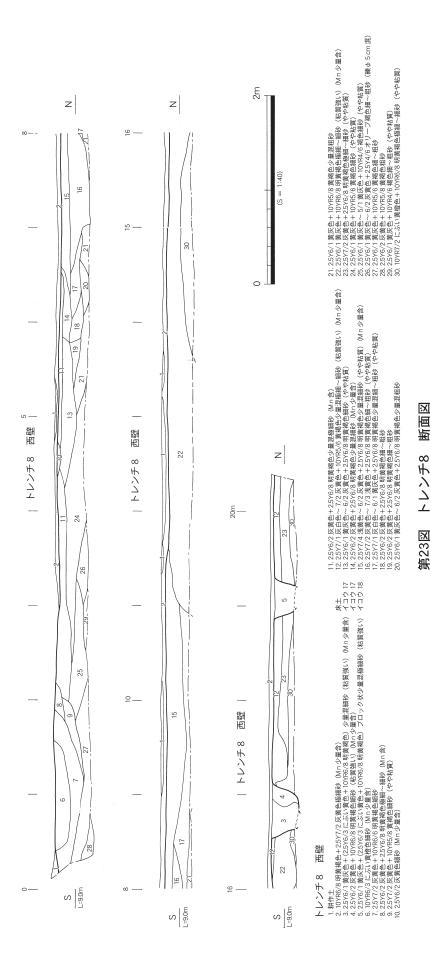
北側圃地の東半部に東西軸で設定した。トレンチ西部で土坑2基(遺構15・16)を検出した。



- 38 -



第22図 トレンチ6・7 平・断面図



- 40 **-**

検出面は床土直下である。出土遺物は認められなかったが、遺構 $14\cdot 15$ 共に方形で一辺約 $60\mathrm{cm}$ を測る。古代まで下る可能性もある。

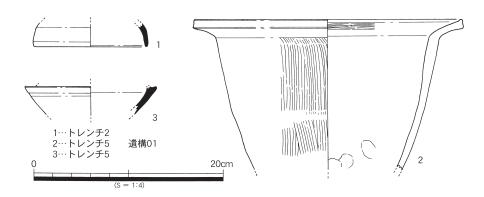
【トレンチ8】

幅 0.9m、延長 20.4m を測る。

北側圃地の中央に南北軸で設定した。掘削時には発見できなかったが、壁面観察によりトレンチ北部で土坑2基(遺構17・18)を検出した。遺物の出土も無く、平面検出ができていないことから形状も不明なため詳細については把握することができていない。

以上が今回の確認調査によるトレンチ概要である。

調査の結果、8本設定したトレンチの内、トレンチ 2・3・4・5・7 から遺構を検出することができた。また、一部の遺構からは土師器片や須恵器片の出土も見られる。



第24図 出土遺物実測図

4. まとめ

今回の調査では、対象地の中央から東半部で遺構・遺物を検出することができた。各遺構は、水田の床土直下から切り込まれており、本来の遺構面は、更に上位にあったものと考えられる。

対象地の東面には、水路があるが、トレンチ 2 で検出した東端の落ちが低地の肩付近で水路は低地の名残であることが予想される。

今回は、詳しく調査するには至っていないが、当該地には中世城館があったとも伝えられていることからも、その外濠に関係するものである可能性もある。

検出された遺構は、大半が小土坑であり、詳しく配列まで探ることはできなかったが、比較 的遺構密度が濃いと判断することができる。

対象地の西半部については、今回遺構・遺物共に認められなかったが、前述したように本来の遺構面は現在より上位にあったことが予想されるため、削平により消失しているものである可能性もある。

今回の調査によって確認された遺構・遺物はいずれも中世に属するものと考えられ、中世の

集落が展開していることが確認された。

この調査結果をもとに検討した結果、今回調査した範囲は、全域を『鍛冶屋北遺跡』として保護措置を講ずることが適当であるとの結果に至り、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録を行った。

調査後、トレンチは埋め戻し原状に復した。

今回の確認調査で得られた成果については、今後、周辺で開発等計画された折に参考資料と して活用できるものであり、地域の学習資源としても活用を図っていきたいと考える。

					ı				
備考									
残存率			□ 1/8			体1/8	i		
焼成			野獺			取緻			
調整	内面		回転ナデ		4 日利品がお口	回転ナデ	Ī		
	外面		回転ナデ		HANEIL HANEIL	回転ナデ	i I		
<u></u>	外面		N6/灰色		略新型 GOUVOI	N7/灰白色]		
	內面		N5/灰色			N7/灰白色,]		
胎士		密◆1mm以下	石英、長石、角閃	石少量合む	~ 7 中 脚 ゆ み	5mm 石英、長石	含む	A	1
	底径								
法量 (cm)	學器								
法量	口径		(11.8)						
器種			杯蓋		獲			析蓋	
種類		須恵器			上師質土器片			多有声器	
出土地区 ・遺構名		11:04:0	ドアノンル 連載 0.1	JU 中 O.I	サジコ	トレンチ5			
No.		1				3)		

第3表 出土遺物観察表



対象地近景:南東より



重機によるトレンチ掘削風景



人力によるトレンチ掘削風景



トレンチ1全景:南西より



トレンチ2全景:南西より



トレンチ2遺構01:南西より

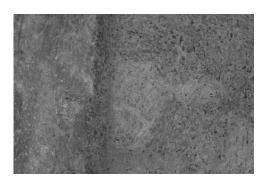


トレンチ3全景:北より



トレンチ3遺構02:西より

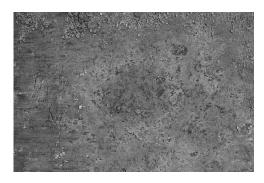
図版7 川西町北字鍛治屋地区試掘調査(1)



トレンチ3遺構03:南より



トレンチ3遺構04:南より



トレンチ3遺構05:西より



トレンチ3遺構群:西より



トレンチ 4 全景: 東より



トレンチ4遺構06:南より



トレンチ4遺構07-08:南より



トレンチ4遺構09:東より

図版 8 川西町北字鍛治屋地区試掘調査(2)



トレンチ 4 遺構10: 北より



トレンチ5全景:北西より



トレンチ5遺構11: 東より



トレンチ5遺構群:東より



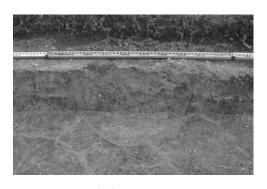
トレンチ5遺構14:南より



トレンチ6全景:南東より



トレンチ7全景:南東より



トレンチ7遺構15:北より

図版 9 川西町北字鍛治屋地区試掘調査(3)

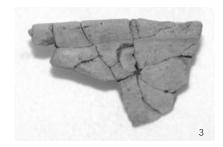


トレンチ7遺構16:北より



トレンチ8全景:南東より







図版10 川西町北字鍛治屋地区試掘調査(4)

郡家町字下所地区 【郡家下所遺跡】

第V章 郡家町字下所地区試掘調査

調査対象地 丸亀市郡家町字下所 536 番 1、537 番、538 番、589 番 3

調査期間 平成23年4月25日~4月28日

調査面積 約 109.0 m² (調査対象地面積 2825 m²)

1. 立地と環境

対象地は、丸亀平野の中央より やや南寄りで土器川と金倉川の 中間付近に位置する。

丸亀平野は、古代以降条里制による整備が進められており、現在においても各所でその地割り痕跡を良好に見ることができる。対象地付近でも比較的良好な条里地割が確認できることから、古くから安定した地盤を持つ区域であったことが読み取れる。

周辺の埋蔵文化財包蔵状況は、 東方約 200m の宝幢寺池、辻池、 仁池の池底に『宝幢寺跡(寺院:



第25図 対象地位置図

奈良)』が、南の桝池の堤内が『広坪桝池遺跡(包含地:弥生~中世)』の所在が知られている。 また、郡家という地名から古代の役所である郡衙の所在があると考えられているが場所の特定 に至っておらず、地域の成り立ちを知る上でこの状況を確認することが課題となっている。現 段階では、宝幢寺跡の付近に分布することが有力である。

更に、対象地の西側 200m で実施された発掘調査によって古代を前後する集落の分布『郡家 下所遺跡』が確認されている。

2. 調査に至る経緯と調査の経過

平成23年4月4日付けで、対象地全域である2825㎡の宅地分譲建設が計画されたことに伴う照会文書が事業者から提出された。前述したように近隣には地域の歴史にとって非常に重要な遺跡の所在が知られており、近年の調査によって関連する遺跡の所在が明らかになりつつあるものの、対象地及び隣接地では、これまでに調査を実施した経緯が無く、対象地における遺跡の包蔵状況に関する資料が整っていなかったこと及び開発面積が広大であったことから試掘調査を実施することが適当と判断した。

試掘調査は、バックホー及び人力掘削によるトレンチ調査とした。バックホーについては株式会社重成土建から借り上げた。人力掘削のための人夫は公益社団法人香川県シルバー人材セ

ンターから人材を派遣してもらった。調査の指揮及び測量等は丸亀市教育委員会教育部総務課 文化財保護担当近藤武司、谷口梢、鎌谷周子及び徳永多佳子が行った。

確認調査は、平成23年4月25日~28日にかけて実施し、実働期間は4日間であった。

3. 調査の概要

調査トレンチは、対象地内の圃地形状等を考慮し、対象地全域を1区画として考えて設定した。 東西軸は中央に、南北軸は西部、中央部、東部のそれぞれに設定した。

以下トレンチ毎の状況を報告する。

【トレンチ1】

幅 0.8m、延長 15.4m を測る。

対象地西部の北半部に南北軸で設定した。トレンチ中央付近で土坑 1 基(遺構 03)、溝跡 2 条(遺構 $04 \cdot 06$)を検出した。遺構 04 と遺構 06 は切り合っており遺構 04 が先行するが、いずれも現在の地割に対して斜交している。

遺構面の上位層からの遺物の出土は少量あったが、遺構に伴う遺物は無かった。溝跡は古代の条里制施行以前のものと思われるが、土坑については詳細は不明である。

遺構検出面は、北へ緩やかに下る。

【トレンチ2】

幅 0.8m、延長 16.0m を測る。

対象地西部の南半部に南北軸で設定した。トレンチ 1 より遺構検出面が浅くなる。検出した 遺構は、トレンチ南端の壁面観察による土坑 1 基のみであり、土坑からの遺物の出土も無く詳 細は不明である。

【トレンチ3】

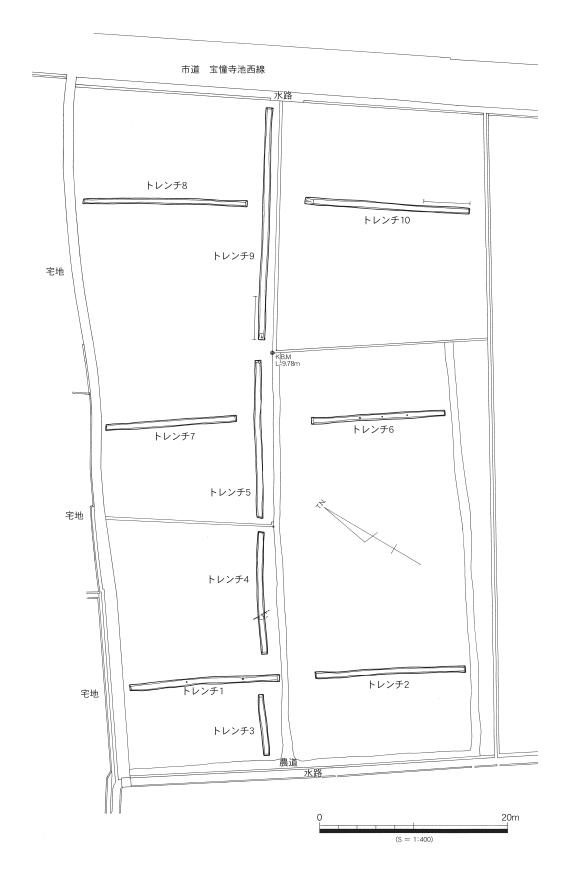
幅 0.8m、延長 6.5m を測る。

対象地西端部の中央に東西軸で設定した。耕作土直下に薄い整地層があり、その下面が基盤層となるが遺構・遺物共に認められない。

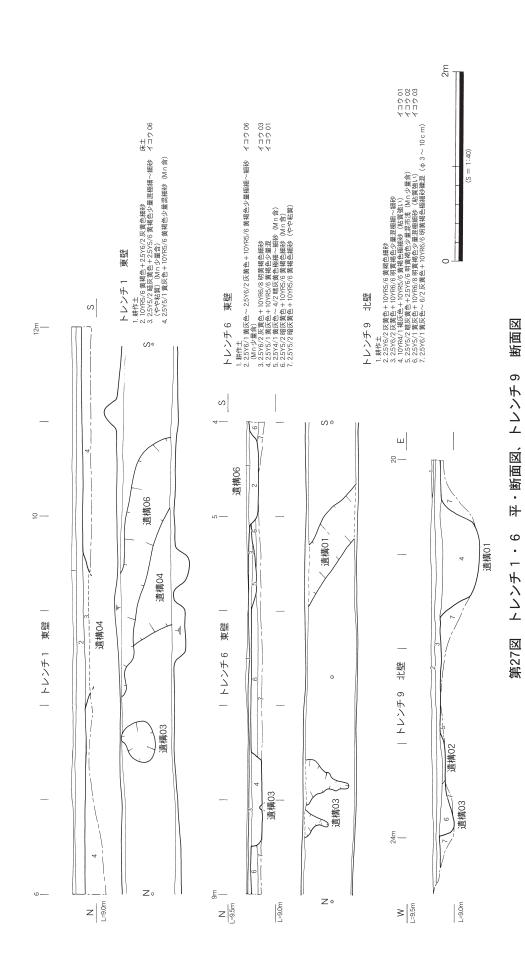
【トレンチ4】

幅 0.8m、延長 13.0m を測る。

トレンチ3の東側に東西軸で設定した。土層序は、トレンチ3同様であるが、基盤層に変化が見られる(断面図4層)。遺構である可能性も考えたが、土層観察から地山であるとの判断に至った。基盤層上位層から少量の遺物が出土している。



第26図 トレンチ配置図



- 52 -

【トレンチ5】

幅 0.8m、延長 15.5m を測る。

トレンチ4の東側に東西軸で設定した。トレンチ西半部で、トレンチに直交する溝跡を2条 検出した。

遺構からの遺物の出土はないが、状況から古代~中世に属するものと考えられる。

磁器片・瓦片は、耕作土及び近現代整地層からの出土である。

【トレンチ6】

幅 0.8m、延長 14.2m を測る。

対象地中央の南半部に南北軸で設定した。多くの遺構を検出する。トレンチ南部で検出した 溝跡(遺構 01)は、現在の地形に斜交することから条里に先行するものである可能性がある。 遺物の出土は無かった。

【トレンチ7】

幅 0.8m、延長 14.0m を測る。

対象地中央の北半部に南北軸で設定した。耕作土下には、幾重もの整地層が認められる。トレンチ北端付近で溝跡を 2 条検出した。北端のものは、対象地北面に沿ったもので新しい可能性もある。その南側で地形に斜交する溝跡が検出されたが、浅くて詳細については不明であるが、他の溝と同様条里に先行するものである可能性もある。

包含層からは、須恵器片及び土師質土器片が出土している。

【トレンチ8】

幅 0.8m、延長 17.5m を測る。

対象地東部の北半部に南北軸で設定した。整地層がかなり厚いことから、元々は地形が東に下っていたものと考えられる。

包含層から多くの遺物が出土したが、遺構は認められなかった。

【トレンチ9】

幅 0.8m、延長 24.5m を測る。

対象地中央の東端部に東西軸で設定した。整地層の状況から地形が東に下っていることが読み取れる。

トレンチ西端部で溝跡を3条(遺構01~03)検出した。包含層及び遺構01の埋土からは須恵器片及び土師質土器片が出土している。3条共に現在の地形に対応していることから、条里以降のものと考えられる。

【トレンチ 10】

幅 0.8m、延長 17.5m を測る。

対象地東部の南半部に南北軸で設定した。耕作土直下で薄い整地層が認められる。状況から

地形が北に下っていることが確認できる。

トレンチ南端で溝跡(遺構 01) を検出した。遺構 01 は、地形に斜交していることから条里 に先行するものと考えられる。

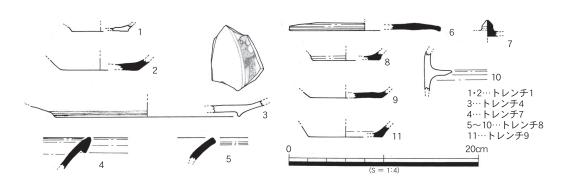
遺物の出土は認められなかった。

以上が今回の確認調査によるトレンチ概要である。

調査の結果、10本設定したトレンチの内、トレンチ3・4・8を除く全てのトレンチから遺構を検出することができた。また、一部の遺構からは土師質土器片や須恵器片の出土も見られる。

対象地のほぼ全域で遺構を確認することができ、確認された遺構のほとんどが溝跡であった。 検出された溝跡は、大別して2つに分類できる。それは、現況の地割りに対して斜交する溝群 と現況地割に沿ったものである。

対象地の北半部では、遺構面が北方へ緩やかに下っている状況があることから、南半部では 開墾によって遺構面が削られている可能性が高い。



第28図 出土遺物実測図

4. まとめ

今回の調査で、調査トレンチを設定した圃地のほぼ全域で遺構を確認することができた。検 出した遺構の大半は溝跡であるが、現在の地割に沿ったものと斜交するものとに大別される。

現在の地割りは、古代以降に整備された条里制によるものであることから、斜交する溝は、それ以前のものである可能性が高い。

調査によって出土した土器片は、須恵器片と土師質土器片で古代~中世に属するものが大半を占めていると思われる。

今回の調査によって得られた成果は、条里制施行が古代~中世にかけて行われたことを示すと共に、条里制施行以前の状況を示していることから貴重なものであるといえる。

今回の対象地の西 200m で発見された『郡家下所遺跡』と類似する部分も多く、併せて研究することによって更に成果をあげることが期待されるものである。

これらのことから、今回調査対象とした区域は全域が、古代~中世の集落跡として、『郡家下所遺跡』の範囲に含めて今後の保護措置を講ずることが適当であるとの結果に至り、周知の埋

蔵文化財包蔵地として登録を行った。

調査後、トレンチは埋め戻し原状に復した。

今回の確認調査で得られた成果については、今後、周辺で開発等計画された折に参考資料と して活用できるものであり、地域の学習資源としても活用を図っていきたいと考える。

第4表 出土遺物観察表



対象地近景:南東より



重機によるトレンチ掘削風景



人力によるトレンチ掘削風景



トレンチ1全景:南西より



トレンチ1遺構03:北より



トレンチ1遺構04.06:北より

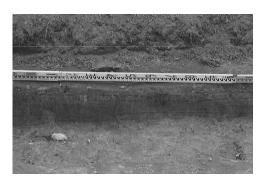


トレンチ1遺構02:南西より



トレンチ2全景:南西より

図版11 郡家町字下所地区試掘調査(1)



トレンチ2遺構01: 東より



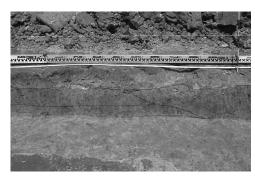
トレンチ3全景:南より



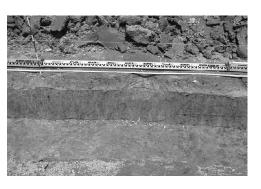
トレンチ4全景:西より



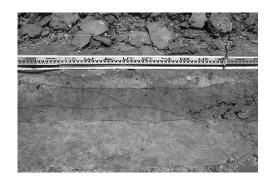
トレンチ5全景:南西より



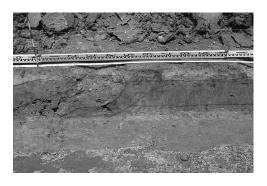
トレンチ 5 遺構01: 南より



トレンチ5遺構01:南より



トレンチ5遺構02:南より



トレンチ5遺構02:南より

図版12 郡家町字下所地区試掘調査(2)



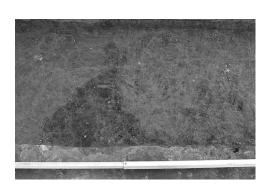
トレンチ6全景:南より



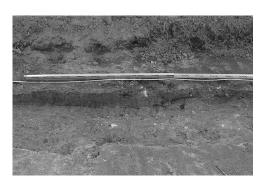
トレンチ 6 遺構01: 北より



トレンチ6遺構02:東より



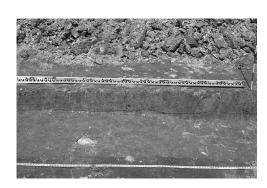
トレンチ6遺構03:東より



トレンチ 6 遺構04: 東より



トレンチ6遺構05:東より

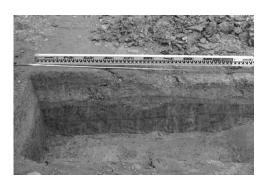


トレンチ6遺構06:東より

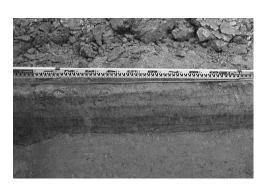


トレンチ7全景:南西より

図版13 郡家町字下所地区試掘調査(3)



トレンチ7遺構02: 西より



トレンチ7遺構01:西より



トレンチ8全景:南西より



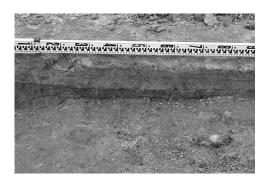
トレンチ9全景:北西より



トレンチ9遺構01:南より



トレンチ9遺構01:南より

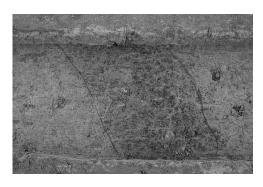


トレンチ9遺構03:南より



トレンチ10全景:北西より

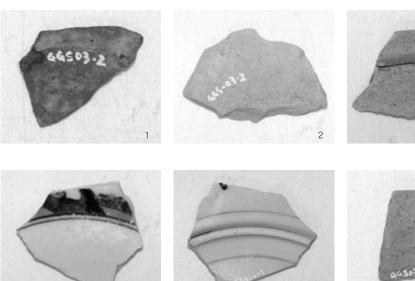
図版14 郡家町字下所地区試掘調査(4)

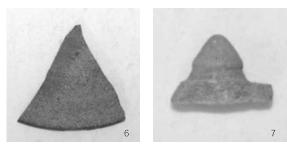


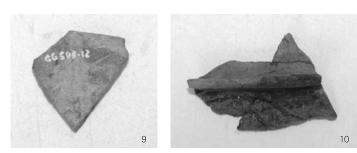
トレンチ10遺構01: 西より



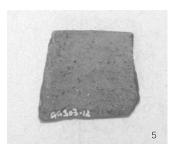
トレンチ10遺構01完掘:西より















図版15 郡家町字下所地区試掘調査(5)

まとめ

第VI章 まとめ

丸亀市では、旧飯山町においては平成3年度に飯山町内遺跡発掘調査事業を実施した。また、 旧丸亀市においては平成4年度から、旧綾歌町においては平成8年度から国庫及び県費補助を 受けて丸亀市内遺跡発掘調査事業及び綾歌町内発掘調査事業を継続的に実施してきた。

平成17年3月22日に旧丸亀市、綾歌町、飯山町が合併し、新しい丸亀市が誕生した。新しい丸亀市では、当該事業を実施して市内の文化財保護に努めている。現在においても開発事業は更に増加傾向にあり、国庫補助を有効に活用して実施しているものである。

平成 23 年度の調査については、飯山町西坂元字山ノ越地区では携帯電話基地局建設に伴う 試掘調査、飯山北土居遺跡では店舗駐車場建設に伴う確認調査、川西町北字鍛冶屋地区では宅 地分譲建設について伴う試掘調査、郡家町字下所地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査を 2 箇 所、中の池遺跡では公立野球場建設に伴う確認調査を 2 箇所、綾歌町富熊字沖地区では露天駐 車場建設に伴う試掘調査、田村町字池の下地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、郡家町字辻 地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、郡家町字下所地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査を 2 箇所、土器町東七丁目地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、綾歌町富熊字宮ノ前地区では 宅地分譲建設に伴う試掘調査、三条町字黒嶋地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、田村町字 巴田地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、川西町南字剱来・字中方地区では宅地分譲建設に 伴う試掘調査、飯山町下法軍寺字西原地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、土器町西四丁目 地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、山北町字池田地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査、郡 家町字地頭地区では公立学校施設建設に伴う試掘調査を 2 箇所、郡家町字八幡上地区では宅地 分譲建設に伴う試掘調査及び作原町字上所地区では宅地分譲建設に伴う試掘調査の 22 件の調 査を実施した。

このうち、飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査、飯山北土居遺跡確認調査、川西町北字鍛治 屋地区試掘調査及び郡家町字下所地区試掘調査の4件の調査成果を本書に掲載した。

飯山町西坂元字山ノ越地区試掘調査では、弥生土器片などの出土がみられるものの、出土層 位が全て上位からの流入土でその下面に遺構の所在も考えられなかったことから、埋蔵文化財 包蔵地としての保護措置は不要と判断した。

飯山北土居遺跡確認調査では、飯山北土居遺跡に比定されている範囲の南東部で開発が計画 されたことによりトレンチ調査を実施した結果、地割に対応した大型溝が確認された。状況か ら飯山北土居遺跡の外濠の一部であると考えられる。

川西町北字鍛冶屋地区試掘調査では、多くの溝跡や土坑を検出した。土器片が集中して出土する部分もあることから、保護措置が必要と判断し、『鍛冶屋北遺跡』として登録した。

郡家町字下所地区試掘調査では、対象地全域に土坑や溝跡の分布が認められた。溝跡の観察 状況から条里制施行前後の状況が確認できることなどから保護措置を講じることが適当である と判断し、『郡家下所遺跡』の範囲に追加登録することとした。

以上が、本書に掲載した4箇所の調査概要である。

これらの4調査以外の18調査の概要を簡潔に述べると、中の池遺跡で実施した2件の確認

調査では、条里に関する溝遺構が集中する区域と弥生時代の環濠などの分布する区域とに区分することができた。条里溝については位置確認をしたことで保護措置が完了したため、弥生遺構について、発掘調査の対象とするよう開発部局との協議に入った。

綾歌町富熊字沖地区試掘調査では、隣接する行末西遺跡と関連付けられる遺跡の分布を確認 したことから、計画地の一部を行末西遺跡に追加して保護措置を講じることとした。

田村町字池の下地区試掘調査では、後世の撹乱を大きく受けており、ほとんど遺構等の検出がなかった。僅かに検出したものは近現代に属するものと考えられたため、保護措置不要と判断した。

郡家町字辻地区試掘調査では、僅かに溝跡の検出を見たが、他に土坑などが伴わず密度として希薄であることから保護措置不要と判断した。

郡家町字下所地区試掘調査では、対象地全域で溝跡や土坑が検出されたため、郡家下所遺跡として保護措置を講じることとした。

土器町東七丁目地区試掘調査では、対象地全域が土器川氾濫源であることが確認されたため 保護措置不要と判断した。

綾歌町富熊字宮ノ前地区試掘調査では、古墳時代以降に属する溝跡が集中して確認されたため、宮ノ前遺跡として保護措置を講じることとした。

三条町字黒嶋地区試掘調査では、溝跡の検出があったが、非常に希薄であることから保護措置不要と判断した。

田村町字巴田地区試掘調査では、弥生土器を多く包含する溝跡や柱穴を検出したため、田村 巴田遺跡として保護措置を講じることとした。

川西町南字剱来・字中方地区試掘調査では、部分的に溝跡を検出したものの、散漫であり保護措置不要と判断した。

飯山町下法軍寺字西原地区試掘調査では、1 箇所で落ち地形を確認したが、溝跡などの遺構 であるとの特定ができなかったため保護措置不要と判断した。

土器町西四丁目地区試掘調査では、遺構の検出が無かったことから保護措置不要と判断した。 山北町字池田地区試掘調査では、小型土坑の検出があったものの、全体的に削平を受けており遺構の残存状況が悪いことから保護措置不要と判断した。

郡家町字地頭地区試掘調査は2件実施しており、その内1箇所では大型の溝跡を検出した。 条里以前の遺構であることから郡家地頭遺跡として保護措置を講じることとした。もう1箇所 については、以前建っていた建物による撹乱を大きく受けており、遺構の所在を確認するに至 らなかったことから保護措置不要と判断した。

郡家町字八幡上地区試掘調査では、多くの溝跡と多量の土器片を検出したことから郡家八幡上遺跡として保護措置を講じることとした。

柞原町字上所地区試掘調査では、対象地全域で多くの溝跡や土坑を検出したことから柞原上 所遺跡として保護措置を講じることとした。

以上、平成23年度は22件の調査を対象に丸亀市内遺跡発掘調査事業を実施した。それにより、新たに6遺跡を発見し、3箇所で2遺跡を追加することができた。また、周知の埋蔵文化財包蔵地においても確認調査を実施することにより貴重な資料を得ることができた。

このように、当該事業の実施は、文化財保護に関する基礎資料を整備していくために非常に 有効であった。当該事業は、継続実施し、丸亀市内遺跡の適切な保護に努めていきたい。

報 告書 抄 録

ふりがな	まるがめしないいせき はっくつちょうさ ほうこくしょ												
書名	丸亀市内遺跡発掘調査報告書 第9集												
副 書 名	平成 23 年度国庫補助事業報告書												
シリーズ名	丸亀市埋蔵文化財発掘調査報告												
シリーズ番号	第 14 冊												
編著者名	近藤 武司												
編 集 機 関	丸亀市教育委員会												
所 在 地	〒763-0025 香川県丸亀市一番丁(丸亀市立資料棺内) Tel0877-22-6278												
発 行 年 月 日	2014年3月31日												
頁 数		例言・目次等		本	文 挿		X	表	+		版	総	頁
200	10 頁			60 頁	28 点		4 点			121 点	7	70 頁	
が収遺跡・ ^{**} 地区名				市町村	ード 遺跡番号 北緯			東経	調査期間		調査面積 (㎡)	調査原	因
飯山町西坂売客	: "L			37202		34° 16′ 4.5		" 133° 50′ 44")411	4.0	携帯電話基均	基地
の 対 越 地 区		を							~			局建設	
									20110414			/H/ÆIK	
飯山北土居遺跡		はんざんちょうかわはら 飯山町川原				34° 15′ 57.	3" 133° 51′ 4"		20110516		120.7	店舗駐車:	提建
		学北土居				34 15 57.5		100 01 4	~		120.1		<i>™</i> Æ
		1 10 17/0							20110520			設	
かわにしちょうきた あざ か じ や									20110520				
がたしきょうまた 整 からを 川西町北 学 鍛冶屋				37202		$34^{\circ} 16' 22.9$		133° 49′ 24.5″	20110418		70.0	宅地分譲	建設
地区		学鍛冶屋							\sim				
【鍛冶屋北遺跡】									20110	422			
都家町掌下旂地区		都家町		37202	34° 14′ 43.		3″	133° 48′ 55.2″	20110425		109.0	宅地分譲	建設
【郡家下所遺跡】		学下旂	· 赤						\sim				
									20110	1428			
所収遺跡・地区	名	種別	主 <i>た</i>	時代	<u>.</u> =	な遺構		 主な遺物			特言	 已事項	
が、		1主/31	1.6									入土に土器片の	
	: Ш				無し		土.	師質土器片				ルスが、遺構	
プ越地区											無かった。		23
飯山北土居遺跡		城館跡	士4		(基品) 工	上培		 土師質土器片、須恵器片、		平地城館の外周をとりまく外			- く外
NV 1-1-1-1-1 YE 1/1,		城館跡 古代~中世		溝跡、土坑					濠の一部を確認することがで				
							木	木片		きた。			
がたしちょうきた ちざ からてを 別西町北 字 鍛治屋		集落跡	古代以前~		溝跡、土坑		土師質土器片、須恵器片		多くの土坑などを検出したた				
地区				V 111	7年 切り、 上りし			上即 貝 上 爺 月 、 次 恋 爺 月			め、包蔵地としての登録を行っ た。		
【鍛冶屋北遺跡】			中世										
本が行生れ退跡』 でんげちょうちざげしょちく 郡家町字下所地区					溝跡、土坑			Liver Land			多くの土坑などを検出したた		
		集落跡 古代以前~		以前~			土師質土器片、須恵器片			多くの主玩などを傾出したたしめ、包蔵地としての登録を行っ			
【郡家下所遺跡】			中世								の、B) 風地 としての 宝 啄を11つ た		
★: 聿	l:+	→魚市が	[元 最) 9 9	・ 年度に	国庫補助	車業に上り宝	施 1	た 99 件の調査の	为一部/	/〜。 カ調本	の概要を	児哉 1 た to	鱼市

本書は、丸亀市が平成 23 年度に国庫補助事業により実施した 22 件の調査の内一部の調査の概要を掲載した丸亀市 内遺跡発掘調査報告書である。

内遺跡発掘調査報告書である。 今回掲載した調査対象地は、民間から『埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて』の照会のあった地区の計4箇所である。これら4箇所の内3箇所は周知の埋蔵文化財包蔵地区域外での計画であったが、周辺の埋蔵文化財包蔵状況等から検討し、試掘調査を実施することとしたものである。この内、川西町北字鍛治屋地区試掘調査及び郡家町字下所地区試掘調査において密度の濃い集落遺跡を確認することができた。これにより、前者は『鍛治屋北遺跡』として新規登録、後者は『郡家下所遺跡』として追加登録を行い、保護措置を講じることとなった。 飯山北土居遺跡内で実施した確認調査では、外濠の一部を確認することができた。以上、当該事業により調査を行ったものの内4箇所の試掘調査概要を掲載した。 当該事業を実施することにより、周知の埋蔵文化財包蔵地外において新たに遺跡の包蔵状況が確認できることは、今後の文化財保護行政において有意義であると考えられる。

要約

> 丸亀市埋蔵文化財調査報告第14冊 平成23年度国庫補助事業報告書 丸亀市内遺跡発掘調査報告書 第9集

発 行 者 丸亀市一番丁(丸亀市立資料館内) 丸亀市教育委員会

印 刷 社 高松市田村町 363·3 四国工業写真株式会社